

## 1 財政・雇用について

### (1) 臨時財政対策債について

臨時財政対策債は、国において、国税収入が減収し、地方交付税を配分するための財源が不足する場合に、本来、地方交付税として配分されるべき金額の一部について発行が認められている地方債でございまして、発行可能額は国において定められております。

このように、臨時財政対策債は、実質的に地方交付税と同じであることから、臨時財政対策債を発行しなければ予算編成に当たっての必要な財源を確保することができません。

加えて、臨時財政対策債は、その元利償還金相当額の全額が、後年度、地方交付税によって補てんされることが地方交付税法で規定をされておりまして、将来世代への負担を残すことにはなりません。

今後とも、国の地方財政制度の動向を十分注視しながら、また、中期的な財政状況も視野に入れながら、臨時財政対策債を除く市債の実質残高の抑制に努め、将来世代への過度の負担を残さない、持続可能な財政運営の実現を目指して、引き続き計画的な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

### (2) 今後の財政運営方針について

平成20年、2008年2月に作成、公表いたしました今後の財政運営方針につきましては、将来世代への過度の負担を残さない、持続可能な財政運営の実現を目指して、財源不足の解消と財政調整基金の確保及び市債の実質残高の抑制の二つを目標に掲げ、平成20年度、2008年度から平成23年度、2011年度までの4年間における歳入確保と歳出削減の取り組み方策をまとめた中期計画でございます。

平成22年度、2010年度当初予算では、市税収入は、運営方針の計画額を166億円下回っておりますけれども、一方で臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税につきましては、逆に計画額を155億円上回っていることなどから、財政調整基金の残高及び市債の実質残高のいずれにおきましても、運営方針に掲げた目標を達成することはできております。

このように、国の地方財政制度では、基本的な経済状況の変動による市税収入の減収等に伴う地方の財源不足を臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税によって賄うことにしております。このため、地方財政制度の抜本的な見直しが行われるなど、今後の財政運営方針の前提が大きく変わらない限りは、直ちに見直す必要はないと考えております。

### (3) 市民の安定した雇用について

雇用対策について、その役割は国、県が中心ですが、本市としても基礎自治体として、市民の安心・安全を確保するため、できるだけの対策を講じる必要があると考えています。

こうしたことから、平成20年、2008年12月に、経済・雇用・生活全般に係る対策を総

合的に推進するため、経済危機対策本部を設置し、中小企業への支援や雇用の創出などの取り組みを行っています。

雇用の確保については、国の交付金を活用した緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別交付金事業を実施して、雇用の創出を図っています。また、国、県と共同で合同就職面接会を開催するとともに、市内六つの経済団体に対して、求人の確保及び従業員の雇用維持等について要請を行いました。今後とも、国、県と連携を図りながら適切に対応していきたいと考えています。

#### (4) 高齢者の雇用対策について

高齢者の雇用対策については、公共職業安定所、いわゆるハローワークにおきまして、一般の求職者と同様に、職業相談、職業紹介が行われているほか、社団法人広島県雇用開発協会において、事業主に対する高年齢者の継続雇用・能力開発のための相談などが行われています。

本市では、これらの機関の事業をホームページやガイドブックで紹介するなど、広報に努めています。また、みずから生きがいの充実や社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図ることを目的に設立された社団法人広島市シルバー人材センターにおいて、60歳以上の高年齢者に就業機会の提供を行っています。

今後とも、国等の関係機関と連携するとともに、社団法人広島市シルバー人材センターの支援等に努め、高年齢者の雇用の確保や就業機会の提供に取り組んでいきたいと考えています。

## 2 市長等の退職手当について

(1) 本市が特別職職員の退職手当の減額等の制度改正を行った平成19年、2007年2月以降、政令指定都市では、仙台市、静岡市、浜松市、岡山市、この4市が特別職職員の退職手当の支給割合等を改正しております。

今後、こうした他都市の状況などを踏まえて検討し、さらに退職手当の改正が必要と判断される場合には、特別職報酬等審議会を開催したいと考えております。

特別職の職員の給与に関する条例第4条の3第1項における特別の理由とは、在職期間中の非違行為など、退職手当を満額支給することができない事由を言います。また、この規定による退職手当の減額等に係る議案は、市長が提案するものでございます。

#### (2) 期末・勤勉手当の役職加算について

一般職職員の期末・勤勉手当の基礎額の加算措置は、市内民間の特別給の支給実態や同手当基礎額の加算措置導入を求めた人事院の勧告内容等を踏まえ、本市人事委員会が平成2年、1990年9月に行った勧告に基づき導入したものでございます。

その勧告の趣旨は、民間特別給の所定内給与月額に対する支給割合に、役職段階により相当の差が認められることから、職員の期末・勤勉手当の基礎額を職務段階等に応じ、給料の月額

及びこれに対する調整手当の月額の合計額の 20%以内の額を加算した額にすべきというものです。この勧告を踏まえ、国家公務員の加算割合に準じ、20%を最大とするそれとの加算割合を定めたものでございます

この加算措置導入後、人事委員会から、加算措置は見直すべきとの勧告はなく、現時点でこれを見直す予定はございません。

浜松市の特別職の職員及び議員の期末手当については、基礎額の加算ではなく、支給月数自体を割り増しており、期末手当の支給額は基礎額の加算をした場合と同額です。この支給月数の割り増しにおける職務段階等に応じた加算に相当する割合は 20%となっております。

### 3 国民健康保険料率の算定誤りについて

このたびの国民健康保険料率の算定誤りは、本市のミスにより生じたものでございます。市民の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことを、改めておわび申し上げます。

#### (1) 追加徴収に要した経費について

御質問の中にありましたように、平成 20 年度、2008 年度の保険料を再計算し、保険料賦課額が過少となっていた世帯の皆様に、保険料変更通知書等をお送りするために、その郵送料や通知書等の作成費として、新たに 800 万円の経費を要しています。

このほか、人件費についてのお尋ねでございますが、対応策の協議検討は、時間外手当の発生しない管理職の職員が中心になって進めており、また、職員が土日に出勤した場合には、週休日の振りかえにより対応するなど、できるだけ新たな費用を生じさせないよう努めてまいりました。

こうした対応を行っても、追加徴収に伴う人件費は生じています。職員一人一人について、追加徴収を行うために時間外勤務が必要になったかどうかまで把握できないため、これに係る経費を正確に積算することは困難ですので、御理解いただきたいと思います。

なお、データの復元のためのコンピューター処理につきましては、経常業務である国民健康保険事務システムの保守・運用等業務の中で行っておりますので、新たな経費は生じておりません。

#### (2) 事の重要性についての認識について

このたびの保険料率の算定誤りにより、保険料追加徴収世帯は約 9 万 6000 世帯に上っております。大変多くの皆様に多大なる御迷惑をおかけするとともに、市政に対する市民の信頼を失墜させることになり、大変申しわけなく思っております。

そのため、2 月 4 日付で送付させていただきました国民健康保険料変更通知書には、市長名でのおわび文を同封させていただき、すべての世帯におわび申し上げるとともに、算定誤りの概要や原因、再発防止などについても丁寧に御説明させていただきました。

今後は、こうした事態が生じることのないよう、事務処理ミスの再発防止に取り組み、市政に対する市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

## 4 将来を担う子供たちの教育について

### (1) <市長> 子ども条例について

子ども条例の検討に当たっては、これまで市民説明会や意見募集などを通じて、多くの方々から意見をいただきいただきました。これらの意見を踏まえて、広島市子ども条例素案を作成し、昨年12月に公表しました。

この素案においては、条例制定の目的として、子供が幸福に暮らし、自立した大人へと健やかに成長できる社会を実現することを掲げています。

そのために、子供にとっての最善の利益の考慮、子供の年齢及び発達段階の考慮、子供と大人の信頼関係を基本とする社会全体での取り組みの三つを基本理念とし、子供の幸福のための環境の整備を図る上での本市の施策を具体的に規定しています。

まず、子供が安全な環境のもとで、安心して生きられるようにするため、虐待、いじめ等の防止及び権利侵害からの救済のための施策を掲げています。

児童相談所と青少年総合相談センターの機能を整理・拡充し、ワンストップであらゆる子供の相談に総合的に対応し、支援を行う拠点を整備したいと考えています。

また、条例に基づいて、子どもの権利擁護委員会を設置し、虐待やいじめなどの重大な権利侵害はもとより、子供のさまざまな不安や悩みについて、子供が電話やメールで気軽に相談できるようにするとともに、必要に応じて関係機関との調整を行い、権利侵害からの救済を図りたいと考えています。

次に、子育て家庭を支援するため、家庭の経済的な事情にかかわらず、保護者が子供に対する養育責任を果たすための施策を掲げています。これは、いわゆる子供の貧困の問題への対応であり、保育施策や教育施策の充実、社会保障制度や税制改正についての国への働きかけなど、総合的な施策の推進を図りたいと考えています。

また、子供が学び、遊び、文化に親しむことにより、豊かに育つことができるようになるための取り組みとして、公園、教育施設などの社会資源を活用し、子供の遊び環境の充実を図りたいと考えています。

さらに、子供が子供として社会に参加できるようにするため、市政への意見表明等、子供がまちづくりに参画するための施策を掲げており、遊び場の整備など、子供に関する施策に子供の意見を反映する仕組みづくりを進めたいと考えています。

このほか、素案には、子供施策を実施するための予算の確保や総合的な計画の策定の根拠を定めており、子供施策の継続的かつ確実な推進を法的に保障する案となっています。

こうした内容を盛り込んだ素案について、市民意見募集を行うとともに、50回以上の各種団体への説明と意見聴取を行ってきました。市民意見募集には、約3,500の方から、延べ

6,400 件もの意見が寄せられ、条例の早期制定を求める意見と反対意見の割合が拮抗している状況がありました。

このような取り組みの中で、子どもの権利条約の内容や条例制定の必要性などについて、市民の間で共通理解が広まるよう、さらに努力する必要があると判断するに至りました。

今後とも、学校協力者会議や公民館などの出前講座において説明し、意見を聞く取り組みを続けます。加えて、既に同様の条例を制定している他都市の関係者や条例制定に賛成の方、反対の方など、さまざまな立場の関係者によるシンポジウムを開催するなど、市民全体により一層の周知を図り、共通の基盤に立った上で、十分な議論をしていきたいと考えています。その中で出てきた意見を、可能な限り条例に反映させることにより、子供にとってよりよい内容の条例にしていきたいと考えています。準備が整い次第、条例案を議会に提案したいと考えています。

子ども条例は、私たち大人が、改めて子供の存在を見詰め直し、子供の思いを受けとめ、1人の人間として尊重するという大人の決意表明です。こうした意識を全市民が共有し、社会全体で子供を支援する環境づくりを行うとともに、本市においてもあらゆる施策を子供の視点から見直し、子供が幸福に暮らし、自立した大人へと健やかに成長することができる社会の実現に取り組みたいと考えています。

その他の御質問については、担当局長から御答弁申し上げます。

## (2) 子ども条例の弊害に関する記事について

他都市における条例制定の弊害として指摘を受けている事例が掲載されました地元専門紙の記事を、該当の川崎市及び兵庫県川西市に送付し、事実確認を行いました。

まず、川崎市で、授業中立ち歩いた児童を注意した教員が、人権オブズパーソンの指摘により、校長とともに謝罪することとなり、学校教育が成り立たなくなったというふうに言われている事例でございますが、川崎市からは、記事は事実と異なるとの回答がありました。川崎市の説明によりますと、本事例は、授業中に立ち歩いた生徒を注意したこと自体を謝罪したものではなく、担任教員が発達上の課題を持つ子供の行動をよく理解できなかった面があったことから、生徒を注意する際に大声を出したり、聞き入られないときに腕を強く引いたりするなどの不適切な対応をしたことについて謝罪したというものであるとのことです。

次に、川崎市では、子供の書道の作品に金賞、銀賞等の表彰を行っていないと指摘された事例ですが、同市においてもさまざまな展覧会におきまして、最優秀賞、優秀賞、入選等を設けており、記事は川崎市の取り組みの事実と異なるとの回答ございました。

最後に、授業妨害をした児童を個別指導したところ、担任等が謝罪することになったとの兵庫県川西市の事例につきましては、川西市から子どもの人権オブズパーソンの年次報告書で公表しているとおりであるとの回答ございました。

この報告書によれば、個別指導に関してではなく、生徒を指導する際に行われた体罰について謝罪したものであるというふうにされています。

このように、地元専門紙に掲載された記事の内容は、いずれも事実と異なるものであり、条例制定による弊害を示す事例とは言えないと考えています。

### (3) 条例の制定により取り組む施策について

子供の視点に立って、子供の環境を改善するための取り組みとして、まず第一に、子供の権利に関し、市民により一層啓発していく必要があると考えています。

このため、保護者、学校や児童福祉施設など、子供にかかわる施設の関係者、事業者などに対し、きめ細かく普及啓発を図る場を設けられるよう、NPO等との連携により、子供の権利について市民に説明できる専門家を養成するなどの仕組みづくりを行いたいと考えています。

また、常設オープنسペースの拡充や一時預かりなど、地域において保護者の子育てを支援するための仕組みづくりや認定こども園の設置促進、待機児童を解消するための保育園整備、企業における就労環境の整備など、保護者の仕事と子育ての両立支援などの施策をより一層強力に推進していきたいと考えています。

さらに、虐待を受けた子供や家庭環境に恵まれない子供に対する社会的養護体制の充実を図るため、児童相談所の体制強化、里親制度の普及促進に取り組むとともに、養育支援が特に必要な家庭に対する訪問支援事業や自立援助ホーム、ファミリーホームの設立などの新たな施策に取り組んでいきたいと考えています。

### (4) 子ども条例の素案について

子供が安心して生きる環境の整備として、本市が取り組むべき施策が定められていますが、このうち道路交通局関係の施策としては、通学路の安全対策、施設のバリアフリー化等、子供が安全に生活するための環境整備を実施すると規定されています。

これらの施策については、これまで歩道の段差解消、平たん性の確保、透水性舗装の敷設などによる歩行空間の整備、公共交通機関や交通拠点施設のバリアフリー化、あるいは交通事故防止のための安全施設の整備や交通安全教室の実施などを通じ、子供が安全・安心に生活できるまちづくりに取り組んできました。

子ども条例が制定され、これらの施策の実施や予算措置等の根拠が明確化されることにより、今後の施策の継続的かつ確実な実行が期待できるものと考えております。

また、条例が求める、子供がまちづくりに参画することができる機会の確保等を通じ、議員御提案のような子供の目線に立った新たな改良点などが見出せるのではないかと思っております。

### (5) 子ども条例制定で取り組みたい施策について

広島市子ども条例素案では、子供の幸福のための環境整備として、四つの分野ごとに、本市が実施する施策や関係者の取り組みを定めてあります。

教育委員会では、これまで、広島市新児童育成計画に基づきまして、いじめ、不登校、非行対策などに取り組んでまいりましたが、新たにこの子ども条例が制定されれば、例えば学校等における子供からの相談や子供への援助の仕組みづくりですとか、子供が地域で安心して過ごすことができる居場所づくり、また、学校における教育環境や教育条件の整備、不登校の子供の学校への復帰や将来の自立のための支援、障害のある子供の教育環境の整備などの諸施策を、市を挙げてより一層強力に推進する環境が整うことになると考えております

## (6) 広島特別支援学校の就学区域について

本市が設置いたします広島特別支援学校の就学区域は、児童生徒数、通学距離、スクールバス乗車時間などを考慮いたしまして、広島県教育委員会との協議により、中、東、南、西、安芸区に設定をしております。

平成24年度、2012年度に移転・開校いたします広島特別支援学校は、現在の施設・設備の老朽化と児童生徒数の増加による施設の狭隘化によって建てかえるものでございまして、今回の建てかえに伴って就学区域の見直しを行うことは考えておりません。

## (7) 学校の適正配置について、最初に市民局や区役所などとの連携を図るべきではないか

学校は、地域と深く結びつき、地域活動の拠点になるとともに、災害時の避難場所やスポーツ活動の場としても利用され、地域にとって大きな役割を果たしております。

今後、学校の適正配置について、地域の皆様の御意見や御要望をお聞きをするとともに、地域の活性化や統合した場合の学校施設の跡利用などにつきまして、広く御意見、御提案をいただきながら、地域振興の担当部局等と連携をして取り組んでまいります。

## (8) 適正配置の検討に当たって、児童生徒1人当たりの経費の比較を示すべきではないか

教職員等の給与や光熱水費等の維持管理費などを合わせました学校運営経費について、小学校児童1人当たりの経費を試算いたしますと、概算ですけれども、全市平均では年間約60万円になります。学校単位で見ますと、児童1人当たりの経費の最高は、年間で約680万円、最低は約40万円となっております。

### 〈再質問〉

まず、教育委員会ですが、数字を出していただきましてありがとうございます。

今回の適正配置の件ですけれども、目的は先日の総括質問の答弁にもありましたように、子供たちの教育環境をきちんと整えるということを目的に何度も答弁されましたので、それでいいと思います。

それと、やっぱり大切なことは、こういった事業については、例外をつくらないことではないかなというふうに思っております。それと、やはり教育委員会だけで抱える仕事ではないかなというふうに思っていますし、こういった事業を積んでいくということは、大変いろいろな御意見もあります。大変ですので、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思います。

それから、高齢者の雇用について御答弁をいただきましたけれども、なかなか広島市としてできないのかもしれません、今の御答弁は、過去にどういった雇用対策について答弁をされ

ているのかなというふうに調べたときに、平成12年当たりに出てくる答弁と余り変わりはないんですよね。10年前の答弁です。

高齢化はどんどん進んでいますし、そういう中で、やはり広島市として何かしていかなければいけないんじゃないかなというので、今回、質問に入れました。ぜひ、高齢者がふえていく世の中に変わったんだということをしっかり認識していただいて、対策をする必要があると思いますので、お願いします。

それから、再質問です。

国保ですね、国保の徴収ミスについてですが、全体の総コストは出せないというふうにおっしゃられましたが、これはぜひやはり出していただきたいというふうに思います。それがやはり一つの再発防止だというふうに思っています。800万円なんてものではありませんよ、それは。やはり多くの人々がこれに対応しているわけですので、そのコストはきちんと出すということが大切だろうと思います。

それから、これについての市長の謝罪ですよね、市民への説明ですとか謝罪、市長から市民の皆さんへ説明や謝罪をされたんでしょうか。一番初めに、5月の28日に臨時の記者会見をされたというふうに聞いておりますけれども、そのときに市長はなぜ同席をされなかったのか、そこをお答えください。

それから、退職金についてですけれども、他都市の状況を調査していますということで、4都市が改定を行っていると。これ、いずれも減額ですけれども、改定を行っているということですが、これはいつの時点の調査結果でしょうか。ずっと調査はされているわけですよね。いつの時点の調査なのか、お答えください。

それから、浜松の加算ですけれども、私は浜松の加算割合が何割、例えば先ほど20%とおっしゃいましたけれども、じゃあそれが条例の中で100分の20というふうに書いてあるのかどうか、そこをお答えいただきたかったんです。加算の割合が幾らなのか、お答えください。

### 〈再質問 答弁〉

(1) 昨年の5月28日に、国民健康保険料率の算定誤りにつきまして、私どもで記者会見いたしました。

この部分につきましては、やはりおわび申し上げますとともに、その原因と再発防止をどうしていくのかというところを中心に説明をさせていただきまして、そういったところから健康福祉局の方で責任を持って対応させていただいたということでございます。

(2) 退職手当に関する御質問にお答えいたします。

先ほど、御答弁いたしました4都市が支給割合等を改正しているという件でございますけれども、その時期でございます。仙台市、静岡市、浜松市、これは平成19年の4月に改定しておりまして、岡山市は平成21年の8月でございます。

他都市の状況につきましては、大都市の会議でありますとか、日常的な情報交換等の中で適

宜把握するようにしておりますので、今の4市につきましては、そういう時期に改定したということを、そういう情報交換等の中で把握したというものでございます。

それから、浜松市につきましての加算割合ですけども、条例には加算割合ということそのものの規定はございませんけども、先ほど御答弁申し上げましたように、実質的に支給月数 자체を割り増ししておることによりまして、支給額というのは基礎額の加算をした場合と同額でございますので、そういう趣旨で20%というふうに申し上げました。

以上でございます。

#### 〈再再質問〉

国保ですけど、なぜ市長が出られなかったのかを聞いてるんです。広島にいらっしゃらなかつたんですか、出張だったんですか。トヨタでも、今ずっと社長が謝ってますでしょう。処分は別の問題なんですよ。後からきちんと処分はされたらいいと思うんですが、まずこういった多くの世帯にやはり御迷惑をかけたわけですし、800万円という新たな出費が出てるということは、やっぱり全市民にやっぱり謝らなければいけないと思うんです。やはりそこをきちんとされなければ、ほかの職員がやっぱり安心して働けません。そういうことをやっぱりきちんとしていただきたいと思います。5月28日になぜ出られなかったのか、ぜひ市長のお言葉で聞きたいというふうに思います。

それと、退職金の状況ですけども、これ調査されてませんね、じゃあ。いつ現在の状況をお聞かせいただいたのかを聞いたんですが、今は4都市ではありませんよ。名古屋も入ってますしね。違います。調査されなかったんですかね。

浜松は、それは加算ではないですよね。広島市も、ですから議員が4.5カ月なら、それに1.2倍して5.3カ月というふうに書いてあれば、それは加算ではないんですよ。市民に見える形で、やはり条例に書くべきではないかなというふうに思いますし、浜松はそれをやっぱり話し合って、そのところ市民に見えにくいということでなくされてるわけです。加算があるのかないのか、そこをもう一度お答えください。

#### 〈再再質問 答弁〉

(1) **国保について繰り返しになりますけど、先ほど申し上げましたように、原因、再発防止をきちんとやると、そこら辺の状況を説明をするのが大切であるということで、私どもの判断として健康福祉局で対応させていただきました。**

(2) **他都市の退職手当について、今、議員が名古屋市というふうにおっしゃいましたけども、確かに名古屋市は、現市長の任期の期間における特例として支給をしないという措置は講じておりますけども、ただ、そういうふうに非常に限定したこれは対応でございまして、そのときどきの市長さんの御意思によって、そういうふうにされているんだと思います。私がさっき答弁いたしましたのは、退職手当制度そのものについての見直しを行った都市に**

ついてお答えをしたものでございます。

それから、**浜松市の件**でございますけど、ちょっと答弁重複になりますけども、加算自体が20%というのが条例に定められているかどうかという点については、さっき御答弁申し上げましたように、そうではございませんけども、実質的にそういう意味合いを持つとるということで、先般の6月議会でも御答弁いたしましたし、先ほども御答弁させていただいたものでございますんで、その点を御理解いただきたいと思います。